

令和2年度 東京都水防計画の主な改定点

1 令和2年度水防上注意を要する箇所

都が管理する一級・二級河川における水防上注意を要する箇所を、下表のとおり改定する。

種別	基準	令和元年度 (箇所)	令和2年度 (箇所)	増減 (R2-R1)
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所	70箇所	80箇所	10箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所	5箇所	4箇所	△1箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所	15箇所	14箇所	△1箇所
りっ 陸 閘	陸閘（堤防や護岸を連続させられない場合に設けた開閉式の門扉）が設置されている箇所	23箇所	22箇所	△1箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所	138箇所	124箇所	△14箇所
合計		251箇所	244箇所	△7箇所

【改定箇所】

資料編 4

資料 4.1 水防上注意を要する箇所（都管理河川）

2 高潮氾濫危険水位の設定及び運用

- 高潮による相当な被害を生ずるおそれがある海岸（水位周知海岸）を指定し、高潮氾濫危険水位を設定。
 - 高潮氾濫危険水位に達した場合、関係区や住民等へ東京都から高潮氾濫危険情報を発表。
 - 高潮氾濫危険情報は、高潮時の自主避難、関係区による水防活動や避難情報発令等の判断に活用。
- ※高潮氾濫危険水位の詳細については、港湾局及び建設局による令和2年4月13日付報道発表資料参照。

【改定箇所】

第4章 防災気象情報

4.5.7 水位周知海岸（都管理）

3 洪水予報河川（妙正寺川）の指定及び運用

- 気象庁の雨量予測をもとに、東京都にて水位の変動を予測し、共同で洪水予報を実施。
- 洪水時の自主避難、関係区市による水防活動や避難情報発令等の判断に活用。
- 令和2年度内に運用開始。

【改定箇所】

第4章 防災気象情報

4.5.2 洪水予報河川（都管理）

4.5.4 水位周知河川（都管理）